相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神崎郡市川町澤八八七番地、最後の住所神奈川県横須賀市浜見台一丁目三番二号グリーンヒルズ追浜五〇八

被相続人　亡　前川　時光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十日

神奈川県横須賀市大滝町一丁目二六番地　清水ビル三階　横須賀市民法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　秀俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋郡志賀町今田ロ九六番地、最後の住所石川県羽咋郡志賀町今田ロの九六番地

被相続人　亡　川端　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十日

石川県羽咋郡志賀町富来領家町ソの九番地二、事務所石川県羽咋郡志賀町堀松七の一番地一四植木組ビル二階

相続財産管理人　佐々木善基

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区百人町一丁目一九五番地、最後の住所東京都新宿区百人町一丁目一六番八号

被相続人　亡　中山　力雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十日

静岡県沼津市共栄町一四番地の三福信第二ビル一階ひとすぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　一杉　泰博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区中之島二丁目一九番地、最後の住所東京都西多摩郡日の出町大字大久野八九三番地一トップヒルズ一〇五号室

被相続人　亡　西村　信行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階

相続財産管理人　弁護士　野田　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県川西市小戸一丁目五番地、最後の住所兵庫県宝塚市雲雀丘二丁目三番五―三〇五号

被相続人　亡　山本　太平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号Ｃ―3ビル五階　相続財産管理人　細川　敦史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県邑智郡美郷町潮村九七番地1、最後の住所広島市安佐南区中筋四丁目一二番一二―五〇三号

被相続人　亡　安部　英雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十日

広島市東区牛田本町五丁目一〇番一一一号

相続財産管理人　弁護士　開原　雄二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市因島重井町六一八六番地、最後の住所広島県尾道市因島重井町二七九八番地三

被相続人　亡　村上　育夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十日

事務所広島県三原市城町三丁目一―一港湾ビル二〇六　三原みなと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮武　利行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県飯塚市長尾一四四七番地、最後の住所福岡県飯塚市長尾一二六四番地三

被相続人　亡　川上　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十日

福岡市中央区大名二丁目一〇番三一号ネオハイツ天神九階

相続財産管理人　司法書士　小副川哲二

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年4月10日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社のぞみエステート　②北海道知事石狩(1)第7627号　③代表取締役　小林健治　④札幌市北区新琴似７条12丁目４番18号　⑤1000万円　⑥北海道知事　⑦札幌市北区新琴似７条12丁目４番18号　株式会社のぞみエステート　代表取締役　小林健治

①株式会社ウエルシー　②東京都知事(2)85539　③代表取締役　有田千鶴子　④東京都墨田区東向島一丁目21番15号カサート１Ｂ　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都墨田区東向島一丁目21番15号カサート１Ｂ　株式会社ウエルシー　代表取締役　有田千鶴子

①小田急不動産株式会社　②国土交通大臣(12)1168　③代表取締役　間瀬卓正　④東京都渋谷区初台一丁目47番１号　廃止した従たる事務所　神奈川県川崎市麻生区百合丘１丁目21番１号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区初台一丁目47番１号　小田急不動産株式会社　代表取締役　間瀬卓正

①平成サービス有限会社　②長野県知事(6)3507　③藤澤秀夫　④長野県長野市岡田町178番地２　⑤1000万円　⑥長野県知事　⑦長野県長野市岡田町178番地２　平成サービス有限会社　代表取締役　藤澤秀夫

債権申出の公告

当社は、平成十六年十一月八日破産宣告を受け解散しましたが、平成十九年一月十日、当職が清算人に選任されました（静岡地方裁判所沼津支部平成十八年（ヒ）第二十五号）。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

静岡県熱海市昭和町一〇番三三号　株式会社金城館

事務所静岡県沼津市御幸町二五番三三号Ｍビル一階　はまゆう法律事務所

清算人　弁護士　小宮山克己